

土地収用法と環境アセスメントの関わりについて

1 土地収用法

公共の利益となる事業の用に供するため、必要な土地を収用し、又は使用することができる場合の手続を定めている。(第 2 条)

起業者は、土地の収用を行うときは、事業の認定を受けなければならない。
(第 16 条)

2 事業認定の要件 (第 20 条第 3 号)

三 事業計画が土地の適正且つ合理的な利用に寄与するものであること。

- ・ 「得られる公共の利益 (事業のメリット)」と「失われる利益 (事業のデメリット)」を比較衡量し、得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められる必要がある。
- ・ 失われる利益とは、生活環境、保全すべき動植物、史跡・文化財などへの影響である。

3 事業認定における失われる利益と環境影響評価 (環境アセスメント)

- ・ 事業認定に当たっては、環境アセスメントの審査が行われている場合には、環境保全措置の実施等により環境への影響が可能な限り低減されているとし、失われる利益は軽微であるなどとして告示されることが多い。

4 事業認定の場合の他法令の主な効果

- ・ 租税特別措置法の特例 (譲渡所得等の特別控除、法第 33 条の 4 など)
- ・ 農業振興地域の整備に関する法律における農業振興地域 (農用地区域) の変更について軽微な変更の対象になること
(法第 13 条第 4 項、農業振興地域の整備に関する法律施行令第 10 条第 1 項第 3 号)